

令和 5 年 6 月 20 日

第 7 次舞鶴市総合計画に関する審査特別委員会の設置について

舞鶴市議会委員会条例第 6 条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

1 名称

第 7 次舞鶴市総合計画に関する審査特別委員会

2 付議事件

第 48 号議案 基本構想の変更及び基本構想を実現するための実行計画の策定について

3 委員定数

24 人

4 設置期間

付議事件の審査が終了するまで

提案理由

第 48 号議案の審査を行うため、特別委員会を設置したいので提案する。